

## 令和4年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 4年 9月 2日（金）

午前 9時56分 開会

午前11時39分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 報告第 1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について  
報告第 2号 令和3年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第12 令和3年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
  - 認定第 1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 2号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 5号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
  - 認定第 8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定について
  - 議案第 7号 決算審査特別委員会の設置について
  - 選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

### ○出席議員（14名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	7番	関藤龍也君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員（1名）

8番 寄谷猛男君

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	杉原慶紀君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	堀之内孝則君	市民生活部長	浦川学央君
保健福祉部長	横山浩丈君	産業振興部長	鎌田清孝君
建設部長	尾崎敦君	建設部次長	加地幸治君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	諏佐孝君	教育部指導参事	橋本展晴君
選挙管理委員会 事務局長	小山淳君	監査事務局長	中川祐介君
総務課長	小畑力也君	企画課長	平川泰之君
財政課長	景由隆寛君		

○本会議事務従事者

事務局長	深村栄司君	事務局副主幹	壽崎行洋君
書記	高橋誠君	書記	吉田陽愛君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14名であります。

欠席の申出は寄谷議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月14日までの13日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間といたします。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和4年第3回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和3年度各会計の決算認定のほか、補正予算並びに条例改正など幅広くご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長より行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和4年

6月1日から令和4年8月19日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の2点につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、令和4年度普通交付税の交付額の決定につきましてご報告させていただきます。総務省は、去る7月26日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は6億4,384万円で、前年度7月算定との比較でプラス4.0パーセント、2億4,815万円の増となり、臨時財政対策債発行可能額を合わせますと6億9,735万円で、前年度7月算定との比較でマイナス2.0パーセント、1億3,514万円の減、令和4年度当初予算との比較ではプラス2.3パーセント、1億4,950万円の増となりました。増額となった主な要因といたしましては、積雪に応じた級地の見直しが行われ、滝川市の級地区分がこれまでの3級地から4級地上がったことにより、基準財政需要額のうち関係する経費の算定が増となったことなどによるものであります。全国ベースで見ますと、市町村における普通交付税の交付額は対前年度比でプラス5.4パーセント、臨時財政対策債発行可能額を合わせるとマイナス10.4パーセントということであり、令和4年度普通交付税の交付額につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、滝川市といたしましては引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源の下、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況につきましてご報告いたします。今期7月から8月前半の気象は、平年と比べて降水量は少なかったものの、気温は高く、日照時間が多い傾向であり、8月26日に実施された農作物生育状況において、農家の皆さんからは天候にも恵まれたことから生育は順調に進んでいるとお聞きしたところです。主な作物の生育状況ですが、9月1日現在の生育状況はまだ公表されておられませんので、8月15日時点における生育状況をご報告いたします。水稻は、日照に恵まれたことから出穂、開花が順調に進み、移植、直播ともに生育は平年並みに進んでいる状況となっております。一方、草丈は平年よりやや長い傾向にあることから、今後の倒伏が懸念される場所があります。大豆は、5月下旬の降雨により播種作業は遅れましたが、その後の高温傾向により生育が進み、生育の進んでいる圃場で一部倒伏が見られるものの、全般的に平年並みの生育となっております。タマネギは、7月中旬の倒伏始め以降、風の影響が小さかったため、平年並みの倒伏となり、わせ品種が増えてきていることから、収穫作業は平年より5日早く始まっている状況となっております。リンゴは、果実肥大が順調に進み、平年と比べ体積が107パーセントとなっているほか、平年より2日早い生育となっております。今期につきましては、小麦が倒伏の影響により細麦傾向となりましたが、今後も引き続き天候に恵まれ、水稻をはじめ、各農作物の生育が順調に進むことを期待しております。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議 長 次の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりとのごことでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第6号)

○議長 日程第5、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

今回の補正は、令和3年度国庫補助金等の事業費の確定などに伴う返還のための補正並びに農林水産省の農地利用効率化等支援交付金を受けて行う認定農業者等の担い手に対し農業機械を導入する際の費用の一部を助成するための補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,803万8,000円を追加し、予算の総額を221億7,768万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額82万7,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございまして、企業版ふるさと納税としてご寄附いただいた寄附金のうち、令和4年度事業の財源として活用する分を除いた82万7,000円をふるさと基金へ積立てするため、補正したいとするものです。

2款1項9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額630万円の増額につきましては、学校保健特別対策事業に要する経費の補正でございまして、市内小中学校及び滝川西高等学校における感染症対策を実施するため補正したいとするもので、費用の全額に対し新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることを見込み、計上しております。なお、本事業に係る補正の全体額につきましては1,260万円となっておりますが、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金を活用するため、ただいまご説明申し上げました2款1項9目と後ほどご説明申し上げます10款2項1目、同じく3項1目、同じく4項3目に分けて計上しております。

6款1項2目農業振興費、補正額1,727万7,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は農業の振興に要する経費の補正でございまして、本年4月にたきかわ農業協同組合に管理運営を委託しております滝川市穀類乾燥調製施設、北の米蔵の西側外壁の屋根に変形箇所が発見されました。変形の原因につきましては積雪荷重が増したことによるものと考えられ、雪害による破損の場合全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済金の対象となることから、共済金を活

用し、屋根の修繕工事を実施するため260万7,000円を補正したいとするものです。なお、修繕費用の約81パーセント、211万4,000円が共済金で措置され、残りの約19%、49万3,000円につきましては管理委託契約に基づき、たきかわ農業協同組合にご負担いただくこととなります。2点目は、担い手育成に要する経費の補正でございます。農林水産省の農地利用効率化等支援交付金は、認定農業者等の担い手が金融機関から融資を受けて農業機械を導入する際、事業費の3割、または融資額か上限額のいずれか低い額を助成する補助制度であり、本交付金の採択を受けた1経営体に対し助成金を支出するため1,467万円を補正したいとするもので、費用の全額が今ほど説明いたしました農林水産省の農地利用効率化等支援交付金で措置されるものです。

7款1項1目商工業振興費、補正額17万3,000円の増額につきましては、産業振興事業に要する経費の補正でございます。グライダーを活用して交流、関係人口の創出を図ることを目的とし、国内各大学のグライダー部に所属する学生に対してグライダーの飛行技術の向上等に係る援助を行い、学生のグライダー合宿を誘致する学生向けスカイワーケーション事業を実施するため、補正したいとするものです。なお、本事業につきましては、寄附者の意向により、スカイワーケーション事業への活用のためにとご寄附を賜りました企業版ふるさと納税を財源として実施したいとするものです。

10款2項1目学校管理費、補正額337万5,000円の増額につきましては、学校保健特別対策事業に要する経費の補正でございます。学校保健特別対策事業につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、2款1項9目と10款2項1目から同4項1目に分けて予算を計上しており、小学校における事業費総額は675万円となります。なお10款2項1目から同じく4項1目に計上いたしました費用につきましては、文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金で全額が措置されるものです。

10款3項1目学校管理費、補正額230万円の増額につきましては、2点ございまして、1点はその他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により、明苑中学校の施設整備のためにとご寄附賜りました寄附金を財源といたしまして、明苑中学校体育館に設置されている校歌額縁及び時計並びに校舎屋外時計の修繕を行うため、50万円を補正したいとするものです。2点目は、学校保健特別対策事業に要する経費の補正でございます。小学校と同様に、中学校における感染症対策を実施するため180万円を補正したいとするもので、中学校における事業費の総額は360万円となります。

次のページをお開きください。10款4項1目学校管理費、補正額112万5,000円の増額につきましては、学校保健特別対策事業に要する経費の補正でございます。小学校、中学校と同様に、滝川西高等学校における感染症対策を実施するため補正したいとするもので、滝川西高等学校における事業費総額は225万円となります。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額4,666万1,000円の増額につきましては、令和3年度国庫補助金等の確定などに伴う返還金の補正でございます。内訳につきましては記載のとおりとなりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、歳出合計で7,803万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項6目教育費補助金から19款1項1目一般寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金4,716万1,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款5項2目雑入260万7,000円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で7,803万8,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。確認で質問させていただきます。

学校保健特別対策事業に関する関係です。小学校、中学校、高校と予算計上する予定になっておりますけれども、内容的にはどのようなものがあるのか、ちょっと確認したいと思います。なぜこういうことを聞くかというと、コロナ対策で扇風機を各学校に配置しておりますけれども、それと同時に暑さ対策にもなるわけなのです。暑くて暑くて勉強にならない、集中できないというお話があったものですから、今回そういうものが含まれているのかどうか確認したいと思います。

○議 長 三上議員、小中高全てについてですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育部長。

○教育部長 今回学校保健特別対策事業で整備する予定で、学校から要望の上がってきているもので言えば、主に空気清浄機ですとか、衛生関係の消毒の消耗品の類い、そういったものが上げられております。今議員がおっしゃられた扇風機については、コロナの感染が拡大した当初の段階で学校のほうには必要数量のニーズを把握して配置した経過がございます。その後学校のほうで足りている、足りていないという状況については特に声はなかったのですが、この補助金は柔軟に対応できる補助事業ですので、今後必要があれば、学校の裁量で決められるものでございますので、その中で整備が進んでいけばいいのかなというふうには思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 学校現場からそういう声がないということなのですね。1クラスに2台配置しておりますよね。ただ、子供たちはこの夏暑くて集中できないという、親御さんを通しての話が私のほうに上がってきているわけなのですが、第二小学校ではクラス2台までいかない、1台しかないという話を聞いておりますけれども、大丈夫ですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 繰り返しになるかもしれませんが、必要数量については学校のほうからのニーズで既に一旦配置しております。その後暑さの関係ですと換気の関係で必要であれば今回の補助事業の中で整備できますので、学校の状況やクラスの人数によっても状況は違うと思いますので、学校ごとに裁量で判断できるのがこの補助事業のよさでもございますので、学校ごとに状況を判断して整備

されればというふうに思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第6、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の実績報告による額の確定による返還金の補正でございます。

議案1ページになりますが、第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、予算の総額を44億9,386万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

次のページ、4ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次のページ、6ページ、7ページをお開き願います。補正の内容になりますが、歳入、6款1項1目繰越金29万1,000円の増額につきましては、補助金の返還の財源を繰越金に求めたいとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。歳出、8款1項3目償還金29万1,000円の増額です。令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の返還に伴う償還金の補正で、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金はマイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援のためのもので、パンフレット印刷など周知するための費用に充てております。実績報告

に伴い、実績額が交付額を下回ったため、超過した分について返還するものでございます。

以上を申し上げまして議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第7、議案第3号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして令和3年度に国等から概算交付されておりました介護給付費等に係る負担金等及び令和2年度に国から概算交付されておりました介護保険第1号保険料減免に対する財政支援に係る特別調整交付金につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について本年度において償還するための増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページを御覧願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億735万3,000円を追加し、予算の総額を40億712万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額等は、第1表によるものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容について説明をさせていただきたいと思っております。8ページ、9ページをお開き願います。7款1項2目償還金、補正額1億735万3,000円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金として国へ7,197万2,509円、北海道へ1,

324万9,364円、支払基金へ929万2,465円、地域支援事業費交付金として国へ592万3,658円、北海道へ328万9,102円、支払基金へ353万5,499円、それから新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料減免に対する財政支援に係る特別調整交付金として国へ9万円となっておりでございます。

以上、歳出合計で1億735万3,000円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金、補正額1億735万3,000円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものであり、歳入合計で1億735万3,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第8、議案第4号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

この補正につきましても議案第2号と同様、令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の実績報告の額の確定による返還金の補正でございます。

議案の1ページ目を御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、予算の総額を7億1,577万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1

表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次のページ、6ページ、7ページをお開き願います。歳入の内容です。5款1項1目繰越金11万7,000円の増額につきましては、補助金の返還の財源を繰越金に求めるための増額でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。5款1項3目償還金11万7,000円の増額につきましては、国民健康保険の補正と同様、令和3年度の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の返還に伴う償還金の補正です。返還金が生じた内容につきましても議案第2号と同様、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援のためのもので、実績額が交付額を下回ったため、超過した分について返還するものでございます。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第9、議案第5号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第5号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症発生時における医療体制の強化及び検査体制の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受けて行う医療機器の購

入に係る費用の補正でございます。

1 ページをお開きください。第1条は総則です。

第2条は、令和4年度滝川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量の補正で、医療機械等整備を9,837万6,000円増額し、補正後2億5,312万6,000円にするものです。

第3条は、予算第4条の表に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。資本的収入額ですが、第1款資本的収入を9,837万6,000円増額し、補正後3億141万6,000円に、第5項補助金を新設し、9,837万6,000円を計上し、補正後9,837万6,000円にするものです。資本的支出ですが、第1款資本的支出を9,837万6,000円増額し、補正後7億2,705万円に、第1項建設改良費を9,837万6,000円増額し、補正後2億5,312万6,000円にするものです。

2 ページから5 ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

6 ページをお開きください。資本的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明いたします。1款1項1目設備費で9,837万6,000円の増額を行い、補正後2億5,312万6,000円にするものです。内訳といたしましては、超音波画像診断装置、血液浄化装置、移動エックス線撮影装置、一般エックス線撮影用フラットパネル、生体情報モニター、生化学分析装置の購入のため、備品購入費9,837万6,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款5項1目として補助金を新設し、9,837万6,000円を計上し、補正後9,837万6,000円にするものです。支出で申し上げた設備費の増額に伴い、補助金9,837万6,000円を計上したいとするものです。

以上、議案第5号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 1点確認をさせていただきたいと思えます。

新しい機器を導入することについては私は全く賛成でありますけれども、新たな機器の導入に伴う人員の配置等については発生するのかなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回の機器の導入につきましては、一般患者と分けて陽性患者に対して専用病棟で使用するものですから、特に人員の増ということの対応は必要ないと考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 今回の第7波の病院での対応については、発熱外来等で相当な繁忙だったのではないかと、そういった状況が私の耳にも届いていたわけですが、今回のこの機器導入に伴って、これは今後においての話になってしまいましたが、現場への負担を極力低減するような取扱いが必要

ではないかと思っておりますが、病院側の現時点での考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回の機械の導入で、例えば透析に関する装置だとか、そういうのも導入いたしますけれども、感染された方が透析をやる場合、時間を分けてやっていたので、そういうことで超勤が増えたりと、そういった実態もございました。ただ、今回機械を導入することによって別な場所とか、時間帯を区切って対応できることとなりますので、職員の残業とか、そういう部分の対応も解消されるものだと思います。コロナ感染と分けて対応できることによって職員の負担も大分軽くなるのではないかというふうに考えております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

#### ◎日程第10 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

本条例の提案の趣旨ですが、国家公務員においては令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、このうち育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項については令和4年10月1日に施行予定とされているところです。本条例は、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることに鑑み、国家公務員の措置に準じ、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、改正したいとするものです。

改正の内容につきましては新旧対照表で説明いたしますので、議案第6号参考資料を御覧ください。第2条につきましては、育児休業をすることができない職員についての規定ですが、第3号ア

の（ア）に規定をしていた非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には子の出生日から起算して57日と六月を経過する日までと要件を緩和するもので、この改正により具体には非常勤職員が子の出生の日から57日間以内の育児休業をする場合、従来は1歳6か月以降も継続して任用される見込みがなければ育児休業を取得できなかったものを8週間と六月を経過する日以降任用される見込みがある場合に取得が可能となるよう改正したいとするものです。

次に、第2条第3号イにつきましては、第2条の3において非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得要件を柔軟化することに伴う条文及び文言の整理です。

参考資料2ページになります。第2条の3につきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、1歳6か月までの期間の途中で夫婦交代での育児休業の取得及び特別な事情のある場合の柔軟な育児休業の取得を可能とするもの及びエとして、参考資料3ページになります。エとして、民間と同様、非常勤職員に係る子の1歳以降の育児休業については取得回数を1回までとするよう要件を追加したいとするもの。

それから、第2条の4につきましては、第2条の3と同様に非常勤職員の子が2歳に達する日までの育児休業の取得要件を柔軟化する等のため、同様の改正を行いたいとするものです。

続きまして、参考資料の4ページになります。第3条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、第5号で規定をしていました再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の提出が不要になったことに伴い、これに関する記載を削除し、第6号以降の繰上げを行うほか、第7号において、任期を定めて採用された職員にも非常勤職員と同様の取扱いをすることとするため、改正及び文言整理を行いたいとするものです。

続きまして、第3条の2につきましては、育児休業法の改正に伴い、改正前の第2条の5の条文を移動し、文言整理を行ったものです。

第10条につきましては、第3条の育児休業等計画書に関する記載の削除に伴い、育児休業等計画書の記載を育児短時間勤務計画書に改めたいとするものです。

最後に、5ページ、附則ですが、第1項で、この条例は、令和4年10月1日から施行することとし、第2項で経過措置として、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する関係規定の適用については従前の例によることとしたいとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について

報告第2号 令和3年度決算に係る資金不足比率について

○議長 長 日程第11、報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率について、報告第2号 令和3年度決算に係る資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。さらに、平成21年4月1日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計令和3年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標につきましても健全段階となりました。当該健全化判断比率については算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会に報告し、ご承認をいただいた上で公表したいとするものです。

それでは、健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率ですが、この指標は普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。令和3年度決算に係る普通会計の実質収支額は11億1,241万円の黒字となっていることから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定される法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.05パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20.00パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この指標は普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。令和3年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支額の合計は24億9,3

58万円の黒字となっていることから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は18.05パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は30.00パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、この比率は全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。令和3年度決算に係る実質公債費比率は8.5パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、令和2年度の9.4パーセントから0.9パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、この指標は全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。令和3年度決算に係る将来負担比率は47.3パーセントとなっており、普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少したこと並びに充当可能基金が増加したことなどにより、令和2年度の68.2パーセントから20.9パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底した自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、引き続き安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうえにも今後とも財政健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号 令和3年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなければならないとされております。各会計令和3年度決算に基づき、同法第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会に報告し、ご承認をいただいた上で公表したいとするものです。

該当となります病院事業会計、下水道事業会計ともに令和3年度は資金不足が発生していないことから、当該比率は該当いたしません。なお、病院事業会計につきましては、令和2年度決算における資金不足比率が0.6パーセントでしたので、昨年度と比較して0.6パーセントの改善となりました。その主な理由としましては、経営改善に向け、病院の内部改革及び一般会計からの繰入れの実施のほか、新型コロナウイルス患者受入れによる空床確保に伴う補助金の単価が増額となったことなどの収益の増加により、流動負債の一時借入金が減少したことによるものです。

また、病院事業会計、下水道事業会計ともに資金不足比率は該当なしとなったため、監査委員からの意見はありません。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

ここで議場内の空気の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 令和3年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第7号 決算審査特別委員会の設置について

選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第12、令和3年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第8号までの令和3年度滝川市各会計決算の認定について、議案第7号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

令和3年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 令和3年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決

算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、一般会計209億5,800万円、特別会計96億5,547万円、下水道事業会計支出25億3,371万円、病院事業会計支出78億1,470万円、合わせて409億6,188万円を計上したところでありますが、その後補正予算と令和2年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計260億801万円、特別会計102億4,459万円、下水道事業会計支出27億1,816万円、病院事業会計支出78億7,920万円、合わせて468億4,996万円となったところであります。

令和3年度は、持続可能な財政基盤を築くために策定された「滝川市第2期財政健全化計画」を推進する2年目であり、将来都市像を実現するための事業の実施のほか、事務・事業の効率化を図り、市民の皆様と共に取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況が続く中、市税の収入率向上やふるさと納税の積極的な推進により財源の確保に努めてまいりました。歳出においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大を防止するための環境整備や事業者への支援等を行ったほか、国の補助金等を財源として新型コロナウイルスワクチン接種の推進、感染拡大の影響を大きく受けた非課税世帯等及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付等を実施しました。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う事業の中止や縮小、医療、福祉、介護サービス等の利用控え等、新型コロナウイルス感染症の影響が随所に見られたところであります。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、予算額260億801万円で、歳入255億9,294万円に対し、歳出245億9,271万円で、差引き10億23万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと4億1,507万円の減となっており、その主な内容は繰越金2億9,336万円、地方交付税1億7,304万円、地方消費税交付金1億403万円、市税4,619万円、法人事業税交付金1,879万円の増となり、国庫支出金5億2,207万円、繰入金2億9,654万円、市債1億7,440万円、諸収入3503万円、使用料及び手数料2,305万円、寄附金1,848万円の減となったことなどによりますが、令和4年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で1億7,713万円、地方債6,520万円、計2億4,233万円計上されておりますことから、これを差し引いた実質的な歳入は1億7,274万円の減となったところであります。

一方、歳出におきましても、予算現額と支出済額を比較しますと14億1,530万円の減となっておりますが、非課税世帯への臨時特別給付金給付事業や丸加高原専用水道改修工事実施設計など繰越明許費として令和4年度に繰り越して歳出することと決定した予算額2億4,239万円が計上されておりますことから、実質的には11億7,291万円の減となりました。

歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の34.9パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は65.1パーセントとなっております。自主財源の内訳といたしましては、市税42億7,991万円、寄附金17億4,436万円、諸収入1

2億4,008万円、繰越金9億4,615万円、使用料及び手数料4億380万円、繰入金1億3,362万円、分担金及び負担金1億3,310万円、財産収入5,911万円となり、依存財源の内訳は地方交付税73億8,626万円、国・道支出金62億8,818万円、市債15億5,452万円、その他14億2,385万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費51億2,904万円、補助費等44億7,037万円、人件費32億1,324万円、物件費24億7,395万円、繰出金20億5,822万円、積立金17億9,822万円、建設事業費17億5,343万円、公債費16億1,972万円、貸付金8億8,224万円、維持補修費8億42万円、出資金3億9,386万円となっております。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入101億3,274万円に対し、歳出95億5,953万円で、差引き5億7,321万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、予算額47億5,172万円で、歳入決算額46億9,157万円、歳出決算額45億9,937万円で、差引き9,220万円の剰余を生じました。なお、剰余金のうち4,700万円を基金へ繰入れし、残りを翌年度財源として繰り越しました。

歳入について見ますと、道支出金35億8,289万円、国民健康保険税6億5,908万円、繰入金3億9,974万円、諸収入などその他4,986万円となったところであります。

一方、歳出について見ますと、保険給付費34億1,687万円、国民健康保険事業費納付金10億3,535万円、総務費6,860万円、保健事業費4,816万円、諸支出金などその他3,039万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、予算額5億5,009万円で、歳入決算額5億8,703万円、歳出決算額4億7,474万円で、差引き1億1,229万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料3億917万円、繰入金8,910万円、財産収入8,553万円、繰越金8,392万円、市債1,850万円、諸収入81万円となったところであります。

一方、歳出について見ますと、公債費2億671万円、住宅事業費1億7,339万円、諸支出金9,464万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で、予算額41億7,377万円で、歳入決算額40億6,214万円、歳出決算額37億3,227万円で、差引き3億2,987万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、国庫支出金9億2,851万円、支払基金交付金8億9,497万円、介護保険料7億4,631万円、繰入金6億1,490万円、道支出金5億2,837万円、その他財産収入、繰越金、諸収入3億4,908万円となったところであります。

一方、歳出について見ますと、保険給付費30億6,755万円、地域支援事業費3億640万円、総務費1億1,651万円、その他保健福祉事業費、基金積立金、公債費、諸支出金2億4,181万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、予算額7,251万円で、歳入決算額1億358万円、歳出

決算額6,577万円で、差引き3,781万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入7,189万円、繰越金3,157万円、諸収入12万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、サービス事業費6,577万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、予算額6億6,890万円で、歳入決算額6億6,493万円、歳出決算額6億6,389万円で、差引き104万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料4億6,018万円、繰入金2億348万円、繰越金76万円、国庫支出金などその他51万円となったところであります。

一方、歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,673万円、総務費などその他1,716万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、予算額2,760万円で、歳入決算額2,349万円、歳出決算額2,349万円で歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

歳入について見ますと、繰入金2,334万円、国庫支出金15万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、土地区画整理事業費1,103万円、公債費1,246万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益12億9,322万円に対し、事業費用11億8,791万円で、1億531万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入7億170万円に対し、支出11億4,108万円で、差引き不足額4億3,938万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益71億1,172万円に対し、事業費用は69億2,408万円となり、当初予算では4億2,035万円の純損失を見込んでいましたが、1億8,764万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入2億5,872万円に対し、支出7億5,682万円で、差引き不足額4億9,810万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であります。

令和3年度は、ふるさと納税の推進や事務・事業の効率化等により17億円以上の基金積立てを行うことができましたが、老朽化した公共施設の再編など解決すべき課題が山積しているため、今後も一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

令和3年度各会計の決算の詳細につきましては、事前配付させていただきました款別説明概要に

おいてお示ししておりますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字等の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいてある文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようよろしくお願いを申し上げます。決算大綱の説明といたします。

○議 長 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 最初に、1か所訂正をお願いいたします。滝川市各会計決算審査意見書42ページ、1行目、不能欠損の「能」の字を納付の「納」に訂正願います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。令和3年度の滝川市各会計及び公営企業会計の決算審査につきまして、滝川市監査基準に準拠して行いましたので、ご報告申し上げます。

初めに、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定によります滝川市の各会計歳入歳出の決算審査でございますが、お手元の決算審査意見書をお開き願います。1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合した結果、表示された計数は正確であり、予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましても計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要であります。一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は15億7,332万2,000円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は5,409万円、特別会計は6,813万4,000円、総額では1億2,222万5,000円、それぞれ黒字となっております。

審査意見といたしまして、令和3年度予算は第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目に当たり、将来人口を見据えた人口減少の克服や地方創生の推進に向けた取組と、同じく2年目となる第2期財政健全化計画による事務事業の見直しを進めつつ、将来に向けた投資を図るなど、計画的、効率的に編成され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止など喫緊の課題の解決が山積する中、財政の健全化を念頭に置き、執行されました。

決算の状況であります。歳入におきましては徴収対策の強化による市税の収納率の向上、ふるさと納税返礼品の充実やポータルサイトの拡充による寄附額の大幅な増加が見られ、歳出におきましては病院事業会計への繰出金の減少や第2期財政健全化計画の実施による経費節減等の効果がうかがわれます。また、経常収支比率であります。依然として高い水準で推移しているものの、令和2年度は92.9パーセント、令和3年度は88.0パーセントと財政構造の硬直化の解消に向けて少しずつ改善が図られています。

国におきましては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えの強化が示されましたが、依然として新たな変異株による感染拡大など厳しい状況が続いております。国内の経済情勢を見ますと、内閣府の令和4年7月の月例経済報告では、景気は緩やかに持ち直しているとされ、先行きにつままして感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で景気が持ち直していくことが期待されると報告されております。今後国における財政出動の先行きは不透明ではありますが、地方自治体におきましては一段と厳しい財政運営を求められることが予測されることから、第2期財政健全化計画を確実に実行され、収支改善目標額の達成に向けて行政サービスを低下させない安定的な市政運営を望むものであります。

続きまして、決算概要であります。各会計決算総括表、決算収支の状況、財政指標、基金残高の状況及び将来にわたる財政負担につきましては、3ページから8ページにかけて記載しております。また、各会計別の決算の概要、歳入及び歳出の概要であります。一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては28ページからそれぞれ記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

次に、41、42ページに記載しております各会計の未収金及び不納欠損状況であります。審査意見といたしまして、未収金及び不納欠損は市民の受益と負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する慎重かつ適切な対応が求められています。また、滝川市が有する各種債権につきましても同様に適切な管理と回収が必要とされます。特に市税につきましては、一般会計の歳入全体の2割を超える自主財源であり、税収の確保は継続的、安定的な市政運営を行う上での重要課題であります。平成26年度から導入されたコンビニ納付は、市税の全体納付件数の31.1パーセント、全体納付金額の18.8パーセントを占めており、納付手段の一つとして定着している状況がうかがわれます。さらには、電子マネーによる納付など今後も多様化する納税者のライフスタイルに即した納付方法を推進し、引き続き収納率の向上に向けた一層の努力を期待するものであります。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定によります公営企業会計の決算審査でございますが、別冊の決算審査意見書をお開き願ひます。

1ページの審査の対象につきましては、下水道事業会計及び病院事業会計の決算であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願ひます。

審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿との照合の結果は符合しており、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査の概要及び意見ですが、最初は下水道事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は12億9,322万1,000円、費用合計額は11億8,791万4,000円で、収支は1億530万8,000円の純利益となっております。費用における企業債の支払利息が減少している状況が続いております。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが6億4,542万円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが3億2,822万6,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが1億1,435万5,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ2億284万円資金が増加し、当期末残高は9億7,074万6,000円となり、安定的な資金運営となっています。

審査意見といたしまして、下水道事業は汚水と雨水処理の両面から快適で安全な市民生活や都市の社会活動を支えるための必要不可欠な社会資本として重要な役割を果たしているところであります。今後の経営見通しにつきましては、下水道管の老朽化による更新に伴い増加していくと思われる企業債の借入増や減価償却費の増などが見込まれるほか、収益の根幹であります下水道使用料が人口減や節水機器の普及等により減少傾向で、厳しい経営状況が続くと予想されます。滝川市公共下水道事業経営戦略、令和3年度から12年度等に基づき、資金収支に十分配慮しながら、更新コストや財源確保の方法などを検討し、計画的かつ効率的に設備の更新を行うなど、引き続き安定的な経営に努めていただきたい。

次に、病院事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は71億1,172万2,000円、費用合計額は69億2,408万3,000円で、収支は1億8,763万9,000円の純利益となっており、主な要因は前年度と比べ医業外収益の補助金が3億2,016万9,000円の増、他会計負担金が4億345万円の減となったことによるものです。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが7億3,656万3,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが1億7,333万9,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが6億1,229万3,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ4,906万9,000円資金が減少し、当期末残高は2,805万7,000円となっています。また、運転資金不足による一時借入金も前年度より2億5,000万円減の3億5,000万円となったところであります。

審査意見といたしまして、市立病院は地域の基幹病院としての使命の下、地域住民が安心して受診できる安全で質の高い医療を提供するため、医療設備の整備充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の状況の中、検査、診療体制を構築し、患者ニーズに対応した良質な医療、看護の提供が行われたところであります。また、医業収益の確保、経費の節減に取り組むとともに、一般会計からの繰入れ、国庫補助金等の財源確保や減収の補填に伴う収益の増加により一時借入金の圧縮が図られるなど、経営改善に努めたところであります。令和3年度の入院収益及び外来収益などの医業収益は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、外来及び入院患者数が予定業務量より少ないため、予算額と比べ5億95万円の減となりましたが、補助金等の財源の確保等により、当年度純利益は1億8,764万円の黒字となりました。また、経常収支比率は102.7パーセントで、前年度と比べ1.1ポイント減少しましたが、財政の硬直化は改善されております。しかし、依然として資本合計はマイナスの状態が続き、当年度末で2億6,000万円余りの資本不足となっているほか、未処理欠損金が40億円を超えており、収

支不足の状態が続いております。

病院事業を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しい状況にあります。公的医療機関としての使命であります公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献されるとともに、滝川市立病院経営改善計画、令和2年度から5年度までに基づき、さらなる経営の合理化、効率化を推進し、目的達成を目指していただきたい。

なお、各会計決算総括表につきましては4ページに、業務実績の概要、収益的収入及び支出の概要、資本的収入及び支出の概要及び経営の状況並びに関連資料につきましては下水道事業会計は5ページから、病院事業会計は13ページからそれぞれ記載しており、各会計の過年度未収金及び不納欠損状況につきましては23ページに記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

以上で令和3年度の決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違いなどございましたら、配付させていただいております審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括議題のうち議案第7号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

議案第7号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第7号が可決されたことによりまして、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの令和3年度滝川市各会計決算の認定につきましては、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月3日から9月12日までの10日間を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月12日までの10日間を休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思います。

散会 午前11時39分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員